

第31回定例総会 令和7年12月25日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、12月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局長 また、相続届出11件、賃貸借合意解約19件、使用貸借合意解約1件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

事務局 先月の議案について、農地中間管理特例事業の一時貸付で、公社が所有している農地を〇〇に売り渡す案件がありご承認いただきましたが、これを取り下げ、来月以降、再度提出したいとのことで取下申請を受付けましたのでご報告いたします。

局長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和7年度第31回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員16名 推進委員名15名、合計31名の出席であります。

本日議案件数であります、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。7番委員、22番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第152号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第152号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

14番 今回は、30番委員と私が会長の名を受けまして、去る12月16日、午前9

時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条5件、の現地調査を行いました。順次、報告していきますので、皆様の御審議をよろしく申し上げます。

30番 農地法4条、1番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約200メートル行ったところの農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は申請人、〇〇さんの亡き叔父の〇〇さんが、昭和40年代頃に、農地法の存在を知らずに、住宅を建築したため、違反転用状態を解消するための転用申請です。この申請には顛末書が取付けられています。周囲は東側は田、西側は宅地、南側は道路、北側は山林となっています。雨水は、南側市道側溝に流します。生活排水についてはありません。転用に伴う土砂の周辺への流出などについては、特に懸念することは見受けられません。転用する土地の周辺関係者へ同意を得ているとのこと。この申請地は農地のつながりが10ヘクタール未満の第2種農地となります。調査員一同、許可やおなしと判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 153 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いた
します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 153 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書
2～3 ページの通り申請件数は 5 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 農地法第 5 条 1 番について説明いたします。申請地は、妻地区の〇〇集落
で、〇〇から、北西へ約 300 メートル行ったところにある農地です。詳細に
ついては、配付済みの地図を御覧ください。今回の申請は〇〇さんが、〇〇さ
んから、贈与による所有権移転を受け、圃場への進入路をつくるために申請さ
れたものです。自己所有地である〇〇に行くために、叔父名義の農地を了承を
得て進入しておりましたが、令和 5 年に分筆し〇〇、〇〇を宅地分譲、〇〇、
〇〇はその後、相続により叔母の名義になり、進入路として贈与を受けること
となりましたが、令和 6 年度に盛土整備を行い、進入路としていました。その
違反転用を解消するための申請です。周囲は東側水路、西側住宅、南側市道、
北側申請人の農地となります。雨水は、自然浸透により排水いたします。生活
排水はありません。この農地は都市計画内の用途地域内に当たり、第 3 種農地
となっております。調査員一同、許可やむなしと判断いたしました。皆様の御
審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

30番 農地法5条の2番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約800メートル行ったところの農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人、〇〇さんが〇〇さんから、売買により所有権の意見を受け、残土置場用地として利用するために申請されたものです。周囲は、東側山林、西側農地、南側農地、北側市道となっています。雨水は自然浸透により排水します。西側農地との境界については、排水路を新設して水路に排水します。生活排水についてはありません。転用に伴う土砂の周辺への流出、などについては、境界より距離を置きながら堆積させるので、心配することはないと思います。転用する土地の周辺関係者へ同意を得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、先月、総会にて審議を頂いた案件であります。再度、修正の上、提案が提出された形であります。資料10ページを見ていただければと思います。先月の案件で、先月の特別調査委員も立ち会った際に、譲受人さんが盛土をするというようなお話があったときに、里道関係について、建設課と協議を行ったのかという確認をしたところ、話がまだということで、保留審議となりました。その後、西都市との協議が終わり、境界として市が把握できるようにしておけば問題ないというような形で確約をとったということで

ございます。並びに西側の方が低いためにそちらの方に水が流れないとかというのが、市としてもありましたので、そこにも、西都市の赤道があるということでありましたので、赤道の箇所に素掘り側溝を掘って排水路を新設するという形で建設課の同意が得られたという形で計画が上がってきた次第でございます。本案件につきましては土地の売買金額〇〇万円となっております。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番について特別調査員の報告をお願いします。

14番 農地法第5条3番について説明いたします。申請地は三財地区〇〇集落で、〇〇から、北西に約1キロ行ったところの農地です。詳細については配付済みの地図を御参照ください。申請人、〇〇が〇〇さん〇〇さんからの賃借権を受け、営農型太陽光発電施設の一時転用を3年前に申請され、同施設を再び申請されるものです。周囲は東側養鶏場、西側畑、南側市道、北側雑木林となっております。雨水は自然浸透により排水いたします。転用に伴う土砂の周辺への流出については、既に3年も経過しており、周辺には影響ありませんでしたので今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者への説明もなされており、営農型農業用地であることから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、三財地区〇〇集落にあります、現在建設が進んでいる、営農型太陽光発電施設の再申請という形になっております。営農型太陽光につきましては基本3年、その後、転用を継続する場合には転用の申請を再度上げてください、申請につきましては、上の太陽光施設が計画どおり運用されているか、下の作物が計画どおり栽培されているかということを許可の対象とするという形になっていると置いていただければと思います。写真で分かるように〇〇が作付をされているという状態であります。ただ、〇〇につきましてはですね、営農者曰く、5年ないと出荷まで持っていけないという話でございまして、現在3年目でありますので、まだ出荷実績がない形であります。ただし、営農型太陽光でありますので、上の太陽光施設につきましては、もう売電を開始しているというような流れです。それにつきまして、これから先の3年について、また再許可を頂きたいという申請でございまして、資料15ページから17ページに、〇〇の今後3年間以上の営農計画10年間の営農計画書を添付させていただいております。余り大きな収入があるとは思えない事業なんですけども、それなりの単価をもって、〇〇をやっていくという形になっているということで、今回は、審議の対象になると考えたところでございまして、賃借料につきましては、一筆当たり、毎年〇〇万円と、というような形になっております。これはあくまで太陽光の賃借料という形で〇〇万円というふうな形で、土地の方はまた別に賃借料を払っている形です。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 〇〇は何が収入になるんですか。

事務局 葉の部分を高級な料理店に出し、刺身などの料理を盛るための敷物として利用されます。

5 番 それでしたら 2 年、3 年目ぐらいから収穫できるのではないですか。

事務局 下の作物の賃借についても後ほど 3 条で申請が上がってますので、そちらのほうとかぶる答えになると思うんですけども、循環するのに 5 年かかるそう
で、西都市内では〇〇でもやっていたらいいまして、そちらのほうでもです
ね、結局、5 年目から、出荷っていう実績が出ているという形を考えると、や
っぱりそういう植物なんじゃないかなというふうに考えます。

議 長 他にありませんか。

31 番 〇〇はもう出荷されているのですか。

事務局 営農型太陽光につきましては毎年作物の報告義務があるため提出されてい
るのですが、〇〇につきましては昨年度から、実績が上がってるという形で売
上げが出荷したという出荷伝票及び、売買が成立したっていう伝票の写しを頂
いています。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 4 番について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 農地法 5 条の 4 番について説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落
で、〇〇から北東に 800 メートル行ったところの農地です。

申請人、〇〇が、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設
置するために申請されたものです。周囲は東側は畑、西側道路、南側宅地及び

畑、北側畑となっています。雨水は、現状のままの勾配で自然浸透しますが、北側水路にも、流せますので、問題がないと思います。生活排水についてはありません。転用に伴う土砂の周辺の流出などについては、整地のみを行い、現状を大きく変える工事は行わないため、土砂の流出はなく、転用により付近の土地作物の被害はないと思われます。転用する土地の周辺関係者へ同意を得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない小規模農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、資料23ページを見ていただきながら説明したいと思っております。まず、土地の購入費につきましては〇〇万円となっております。資料23ページの地図の太枠のところは事業対象地なんですけども、現地を確認したところですね、小屋が建っておりまして、これが〇〇さんの昔の実家だったのか不明なんですけども、相当年数、経過している誰も使用していない家になるんですけども、これを解体費用〇〇万円で、事業計画が出されております。太陽光発電施設につきましては、以前、〇〇集落でも案件としてあったんですけども、設置、土地の売却、は〇〇が行い、発電による電力は九州電力の送電を使って〇〇が買受け、使用するという契約になっております。それに関する書類が一式揃っています。よって、売電という事業ではなく、〇〇が使うという契約になっております。

議 長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 農地を転用すれば太陽光発電施設はどこにでも設置できるんですか。

事務局 まず、農地には青地白地と言われる、農振農用地と除外地というのがあります。太陽光発電につきましては、除外地、いわゆる白地であるという、原則が

まずあります。先ほどの営農型太陽光については、下に作物を作るので、その要件が緩和されますので、設置できるという例外があります。よって、茶臼原の案件が、畑の真ん中に設置されていますけど、不可能ではないということになります。本申請につきましては、一般の普通の太陽光発電になりますので、まず白地であること。次に、今皆さんが転用調査に行き調査員として報告する際、最後に第1種農地、第2種農地、第3種農地ですという発言をしていただきますけども、太陽光発電につきましては、第2種農地と第3種農地でないとできないということになります。第1種とは何かということになると、土地改良がしてある土地、三納川筋や三財川筋といったところはまず第1種農地です。あとは農地が10ヘクタール以上つながっているところ、例えば茶臼原がそうですし、バイパス沿いあたりも第1種農地になります。第3種と言われるのはもう、支所の付近や都市計画の用途区域、妻地区の何丁目というところで、逆に土地開発を進めないといけないということになります。第1種でもない、第3種でもないところを第2種と判断しております。今回の申請地につきましては、第2種と判断をしたところであります。

議長 ほかにありますか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に5番について特別調査員の報告をお願いします。

14番 第5条の5番について説明いたします。申請地は、三財地区〇〇集落で、〇

○から北東へ約 800 メートルのところにあった農地です。今回の申請は、○○が、○○さんから売買による所有権移転を受けるものです。御存じのとおり平成 3 年より○○を稼働させており、当時は、農地と知らずに、35 年以上前から操業しておりましたが、このたび、施設の高圧変電施設のところが農地だったということについて、違反転用是正するための申請です。周囲は、北側、東側は自社、西側は市道、南側は○○となっております。雨水は、道路の側溝に流します。公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やおなしと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本申請地に係る土地の売買金額につきましては○○万円になります。平成 3 年に○○をつくる際に、大部分が農地であり農地転用をして○○が出来ましたが、当時、何筆か漏れがあったということでそのうちの一筆を、今回転用申請されています。その当時いろいろな事情があったかもしれないんですけども、それを是正するための申請として提出されております。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 154 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 154 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4～5 ページの通り申請件数は 7 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1 番について私が地元委員でありますので、確認事項の説明を致します。

16 番 今回の申請は、大阪府の渡人から妻地区の〇〇集落の受人への贈与による所有権移転です。申請地は〇〇集落〇〇から西へ 200m 進んだところにある農地になります。受人は〇〇集落でハウスキュウリ、早期水稻、スイートコーン、ハウスショウガなど全体で 100 アールを作付しております。現地には水稻を作付けする予定で、農地として活用されていることを確認しております。農機具はトラクター 1 台コンバイン 1 台、田植機 1 台などを所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。渡人と受人は他人であります。渡人が売買を希望して地区の人に頼んでいたところ、この受人とその地区の人が知り合いとなりましてこの話が進んだそうです。周辺の作物の影響もないことから許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくお願いします。

議長 説明致しました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

11 番 確認ですけど、作付は水稻ですよ。地目が畑になってるんですが、この辺の部分ですか。

事務局 事務局が、現地で〇〇さんと話をしたところ、水稻を作付けすると聞いてお

ります。

- 11 番 基本的なことです。畑に水稻は作れませんということですよ。
- 31 番 ここは確か周りが畑が多いと思うんですが、〇〇の水路を通ってもおりますので、畑でも水代を払って作付けしている人もいますので、そういうことじゃないかなと思うんですけど。確かめたわけじゃないけど、周りも畑が多く、ポンプアップして、水田をしてる人もいますので、そういうことだと思っておりますけど、どうでしょうかね。
- 11 番 畑に米が作れば、〇〇はパイプラインでありますし、みんな作りますよね。それを畑には米つくったらいけないということで抑制して、今の生産調整が成り立っているわけですよ。それを除外して、水稻をつくりますからということで認めていいのかなということです。だからほかの作物をつくってくださいという指導が必要ではないですか。水があるなしにかかわらず。
- 2 番 〇〇の〇〇の中にも、〇〇集落にですね、畑の地目があり、そこはパイプラインは来てますが、交付金はでません。法務局に確認をしたところ、本人が法務局に、水稻を作付けしている申請をして、法務局が現地を確認し作付けされていたら、水田として地目変更はできるということを聞いてます。地目が変われば、交付金も出ます。
- 11 番 地目が畑のままでは水稻は作れないということが言いたかった訳です。それを公然と認めていたら今までの流れが壊れてしまい、いろんな意味でおかしくなってくるんじゃないかなということが懸念されますので、発言しました。

事務局 今回議案書では畑となっております。現況は、今の状態を表すはずで、税金の課税地目は畑として課税されていますということになります。農業委員会としても農地が現況で活用されているとの認識になっておりますので、税務課とも話をして、現況によっては地目を変えていただくというような形で対応した

いと思っております。

11 番 現況地目を変更した折には細目書を変更していかないと、細目書に載りませんので、よろしくをお願いします。

局長 おっしゃられてるのは水田営農計画書のことだと思いますが、管理が活性化センターでありますので、そちらの見解も確認し、受人にも本当に水稻を作付けし、使っていきたいということであれば、可能かを確認した上で対応したいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 今回の申請は穂北の〇〇集落の渡人から、市外に住まれる甥への贈与による、所有権移転です。申請地は〇〇から、西へ150m進んだところにあります。現地には水稻、WCS を作付け予定で、農地として活用されていることを確認しております。農機具はトラクター1台を所有しており、コンバインと田植機はリースで賄うということです。周辺の作物への影響がないことから、許可相当と判断しました。皆さんの御審議をよろしくをお願いします。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 字〇〇は畑となっておりますが、県が買上げたか、買い上げる予定のところなんで

すよね。堤防下はかなり県が買上げて整備する予定の畑なんですけども、調べられてますか。ある程度は既に買上げられており、何か所かは買上げてないところもあるとは思いますが。

事務局 11月に取得した謄本の名義はまだ変わっていませんので買上げてないと思われま。

事務局 農業委員会として申請地を県が買上げたのかどうかということについては、確認ができていません。現在の登記簿謄本上は渡人になっておりまして、非農家でありますので、現に農業をしている甥に全ての農地を贈与したいという思いから申請されております。それ以上のことは分かっておりませんので、御了承ください。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19番 申請番号3番について説明します。今回の申請は、妻地区〇〇集落の渡人から、同じく〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から北へ50mのところにある農地です。受人は、〇〇集落で、水稻、ピーマンを全体で2.3ha作付けしております。現地には水稻を作付けしています。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ2台と農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への影響もないことから、許可相当と判断

しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10a あたり約〇〇万円になります。今回は受人が認定農家であり、規模拡大の意向があるため、あっせんとなりました。受人のハウスが地図の北側になり、その南側が申請地となります。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2番 農地法3条の4番について説明いたします。今回の申請は、佐土原に住んでいる、渡人から三納地区〇〇集落に住んでいる受入への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から〇〇に約1km進んだところの農地になります。受入は〇〇集落でWCSや早期水稻を20ha以上作付しております。現地にはWCSを作付しており、今後も農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機など何台もありますし、周辺の作物も影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は2筆で〇〇万円、10a あたり約〇〇万円になります。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 農地法3条の5番について説明をいたします。今回の申請は、三財地区〇〇集落の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転であります。申請地は、三財地区の〇〇から東へ約500メートルのところにある農地になります。受人は〇〇集落であります。ハウスきゅうり52a、スイートコーン130a、加工米210a、食用米70アールをなど、全体では462アールを作付を出しております。現地には、加工米を作付予定で、農地として活用されることを確認をいたしております。農機具はそれぞれトラクター3台、コンバイン1台、田植機2台、軽トラ2台、2トン車1台を所有しております。農業に必要な機械等は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから、許可相当と判断しました。皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額です。4筆合わせて〇〇万円になります。内訳ですが、地図の1番の〇〇番が10アールあたり〇〇万円。ほかの3筆が10アールあたり〇〇万円になります。この案件も、規模拡大の希望がある受人へのあっせんになります。もちろん認定があり、今回あっせんというふうな形をとりました。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 29番委員が担当地区であります。代理で説明いたします。申請地は先ほどの農地法第5条3番と同一の〇〇というところであり、申請は太陽光パネル部分の地上権条件設定ということで、地上権の設定は、水道管の移設などの事例はありますが、営農型太陽光発電を設置し、空中で使用するための権利を設定するものであります。先ほどの農地法第5条申請でソーラー設備の支柱部門を一時転用申請し、空中の地上権を第3条で設定するものであります。常に営農型太陽光発電は稼働しております。今回は、地上権設定の3年契約の期間満了を迎え、更新する予定であります。営農型太陽光も今後も継続していくため許可相当と判断をいたしました。皆様の御審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 転用の貸借と同様、3年間の更新になりまして、今回、転用と同じように更新が来たので、今回の総会の議案にかけている形になっております。賃料は2筆でそれぞれ〇〇万円というふうな形になっております。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10番 農地法3条7番について御説明申し上げます。前回、保留になった案件でありますけれども、新富在住の渡人から〇〇に住む受人への売買です。〇〇から北へ約500メートルのところにある農地です。前回の総会では、保留になりましたけれども、行政書士の説明によりますと、新富町在住の地主が相続した農地約7aで、周辺は宅地に囲まれ、現在に至るまで作付はされておらず、地主が除草剤を散布して管理されていたようです。土地の北側が特に周辺住宅からの雨水の流れ込みがあり、ずっとぬかるみになっていて、調査された行政書士さんの話では、足が抜けないくらいの深みになって、異臭もしているようです。法人の実験場として利用するようですが、〇〇を散布し、5年間は様子を見ながら、6年以降、作物を栽培する予定ということで、前回、説明のとおりです。保留になった問題の一つとして、周辺への飛散等ですが、散布する〇〇は〇〇で散布、〇〇だそうです。耕起はせず放置する仕様のようです。ただすぐには、結果は見込めないようなので、長期調査継続と報告が必要であると考えております。また、なぜ西都の土地で実験するのかという点は、会社が〇〇の西都寄り、移動が15分程度であるためということでした。また地主が高齢のためどうしても土地の処分にこだわっていて、どうにかしてもらえないかという切実な思いがあることを行政書士が語られました。今回の調査は、12月

16日、現地調査説明にですね、転用調査中の鎌田局長と清係長と、斎藤主事そして転用調査中の14番委員と30番委員にも同行していただいております。

これらの事情を勘案のうえ皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 追加資料を御覧ください。概要の2段目以降が法人の行いたいことです。き化学肥料を使わず、地力の回復を自然素材で自浄作用を確立するもので、今回、〇〇という自然素材を使って地力の回復をしたいというのが、研究テーマになります。2番の研究の重要性についてですが、研究の背景として、迫田等の湿田が深刻でありその自然に回復することが可能であれば、有効な農地利活用、水源涵養機能の回復を見込めるということで、〇〇を活用することです。3番の研究の方法とデータについてですが、有機物の含有量を測って、5メートルメッシュで〇〇散布後の値の変化を見ていく研究になります。その後、葉物野菜を植栽して、どの作物合うかを試験的な発育、研究をしていきます。10年単位の工程表があります。1年目から土壌調査、土壌分析は通年で行います。土壌改良試験は1年目から6年目まで行い、6年目より作物の定植を行って、相性のいい作物の選定を行います。先月の総会時に、委員より御質問がありました件について回答します。一つ目が法人の主な事業について主には、コンピューターによるデータ作成による業務委託、建設事業の業務委託を受けてのコンサル業務、ディスク類の作成及び衣類の製作及び販売業務、自然環境に係る調査研究及び開発になります。研究を永続的に続けていくのか、将来は農地所有適格法人になって、農業へ参入する予定があるかという問いについては、定款で、研究と位置づけており、話を聞く限りでは現状では、研究としてやっていく。事業が、軌道に乗れば農地所有適格法人として参入することも視野に入れるようなお話でした。研究が続かなかった場合についていですが、現時

点ではこういった10年スパンでの計画があるので、続けていきたいという話でした。売買金額については所有者と会社さんで話をして、総額〇〇万円で相対で決めており先行投資だと考えているという話でした。

議長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5番 〇〇万という金額が高いので皆さん不思議に思ってるのではないですか。不要であればもっと安い金額でもいいのではと思ってるのではないですか。この農地は白地で転用可能なんですか。

事務局 白地になります。

5番 分かりました。

局長 説明を聞いても特に金額のところで、疑問に思われているかもしれません。法人の話としては農作物を作るという通常の農地の使い方だけではなく、研究目的という特殊な目的で農地を使うということでの買上げであり、高い金額を設定しているということだと思われます。疑義が残っているのであれば、農地法3条には許可に条件を付すことができる、とあります。これまでにない特殊な許可案件であります。土壌試験調査工程表があり、そこに5年は土壌改良、5年はどういった作物が適しているか試験的なことを行うというのがありますので、この期間の10年間、毎年、経過報告を求めるという条件を付して許可するのはいかがでしょうか。また、現地も通り道のところでもありますので、委員や事務局もこの周辺を通る際には、気をつけて確認することを、条件を付すことと併せて提案したいと思います。

議長 ほかに意見はありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 条件付きの許可について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 155 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 155 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書 6 ページのとおり 1 件であります。

議長 説明のありました 1 件の議案について審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に賃貸借設定分として議案書 7～82 ページのとおり 109 件であります。

議長 説明のありました 109 件の議案のうち、申請番号 2 番は〇〇委員が受人の案件、申請番号 5 番は〇〇委員が受人に関する案件、請番号 35 番は〇〇委員が受人に関する案件でありますので、2、5、35 番を除く 106 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 2 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 5 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委

員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 35 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、35 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 暫時休憩。

議長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 45 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

7 番

22 番